

居宅療養管理指導重要事項説明書

1. 事業の目的

医療法人永原診療会が開設する京都市指定居宅療養管理指導事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師等が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

2. 事業者の概要

事業所名 医療法人永原診療会千本診療所
所在地 京都市上京区千本五辻上ル牡丹鉾町556
代表者 理事長 永原宏道
電話番号 075-461-0636
FAX 075-466-2299
指定番号 2610200863

3. サービスの提供時間

月曜日～土曜日 : 9:00～17:00
休業日 : 日曜日・祝祭日・お盆・年末年始

4. サービスの内容

イ) 指定居宅介護支援事業者その他の事業者に対する居宅サービス計画策定等に必要な情報提供
ロ) 利用者若しくはその家族に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言

5. 提供地域

上京区全域及び当事業所から6km以内の北区・右京区・左京区・中京区・下京区の区域（別紙地図参照）とする。（但し、地域以外の方の利用も可能）

6. 利用料金等

① 居宅療養管理指導給付基本単位数

医師による場合（Ⅰ） ※医師による場合（Ⅱ）以外

単一建物居住者（1人に対して行う場合）	515単位	1単位=10.00円
単一建物居住者（2人以上9人以下に対しての場合）	487単位	
単一建物居住者が上記以外の場合	446単位	

医師による場合（Ⅱ）在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合

単一建物居住者（1人に対して行う場合）	299 単位	1 単位=10.00 円
単一建物居住者（2人以上9人以下に対して行う場合）	287 単位	
単一建物居住者が上記以外の場合	260 単位	

管理栄養士による場合

単一建物居住者（1人に対して行う場合）	545 単位	1 単位=10.00 円
単一建物居住者（2人以上9人以下に対して行う場合）	487 単位	
単一建物居住者が上記以外の場合	444 単位	

② 交通費

地域	交通費
上京区全域 事業所より半径6km以内 北 区の一部 中京区の一部 左京区の一部 右京区の一部	無料
事業所より半径6km～8km	500円
以降2km毎に加算	500円

③ キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料が必要です。ただし、体調不良や急な病院受診等に伴う場合は除きます。	
サービス提供日の前日までに連絡いただいた場合	無料
サービス提供日の前日を過ぎて連絡いただいた場合	利用料の10%
連絡をいただかなかった場合	利用料の100%

④ 利用料金の支払方法

毎月、翌月の25日頃までに請求を致しますので、翌々月4日に引落させていただきます。

7. サービス内容に関する苦情

当事業所に対する苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

担当者名 三宅 早知子
 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00
 電話番号 075-461-0764

8. その他の苦情受付機関

京都府国民健康保険団体連合会の苦情処理窓口
電話番号 075-354-9090

上京区役所福祉部福祉介護課
電話番号 075-441-5106

北区役所福祉部福祉介護課
電話番号 075-432-1364

右京区役所福祉部福祉介護課
電話番号 075-861-1416

左京区役所福祉部福祉介護課
電話番号 075-702-1069

中京区役所福祉部福祉介護課
電話番号 075-812-2566

下京区役所福祉部福祉介護課
電話番号 075-371-7228

9. 事故発生時の対応

利用者に対し、指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 秘密保持

事業者、介護支援専門員又は従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

11. 居宅療養管理指導（医師・管理栄養士）の人員配置

医師： 1名（常勤） 5名（非常勤）

管理栄養士 1名（非常勤）